

江戸時代の消防事情⑨

元東京消防庁

消防博物館館長 白井和雄

○辻番・木戸番・自身番

江戸時代の初めのころ、新開地であった江戸の町には、一旗上げようと仕官の道を求める浪人や、諸国からの出稼ぎ者があふれ、巷では喧嘩沙汰や辻斬り、強盗、放火などの犯罪が数多く発生した。

そこでこれらの犯罪や火災など、災害への対応策として、武家地では辻番を、町人地では木戸番や自身番を設けて、それぞれ住居地の治安の維持を図っていた。

以下、辻番、木戸番、自身番について記す。

1 辻番

(1) 辻番の設置

辻番とは武家地の治安維持のために設けられた、番所のことである。

『徳川実記』には、「寛永六年（1629）三月、去年以来府内街巷に於て、濫りに、往還の路人を刀傷する者多し、因て番所を置いて守らしむ。」という記述があり、これが辻番の起源であるといわれている。

江戸における最初の辻番は、寛永6年3月辻斬りを防止するために設けられたもので、その3か月後の寛永6年6月、辻斬りに関して次のようなお触れが出された。

「人を斬った者があれば、其屋敷の者が出合い、どこまでも追掛けて留置き、刀・脇差を取上げ子細を尋ね、奉行所に報告すること。もし刀・脇差を差出さず格闘するならば、打殺しても差支えない。

また右（前記）の者を追掛けるときには、その先々の屋敷からも必ず出合い留置くこと。」と定められ、お触の末尾には、「晝夜に限らず、屋敷の前で人が斬られたのを知らなかった時は、その屋敷の番人の怠慢である。」と付け加えられていた。

(2) 辻番の種類

辻番は設置者によって、公儀辻番、^{いつでもち}一手持辻番、組合辻番に区分されていた。

ア 公儀辻番

別名、公儀御給金辻番は、幕府関係施設の警備のために設けられたものである。

イ 一手持辻番

別名、大名辻番は、大名が独自に設けたもので、家中から番人を出して警備に当った。

ウ 組合辻番

別名、寄合辻番は、大名・旗本など近隣の武家が共同で設置したもので、警備は全て下人に請負わせていた。

(3) 辻番の任務

辻番の任務については、万治2年（1659）3月に定められた「辻番所条目」には、次のように記されている。

○ 辻番は晝二人、夜四人ずつで怠りなく勤めること。歩くことの出来ぬ者、大老、身体障害の者を辻番にしてはならない。夜廻りの役人の申付けに背いてはならない。

○ 夜中に一時^{いつとき}（2時間）に一度ずつ町中を廻ること。もし立留っている者があれば、取調べて

追払うこと。怪しい者は、先々の辻番所まで送り届けること。どこに火事が発生しても、早々に町中に知らせること。

- 狼藉者で前方から声を立てて追掛けてきたら、早速立出てこれを捕えること。
- 辻番所へ番の者のほか、男女によらず一切差置かないこと。また、番所で博奕することを禁ずる。
- 辻番の者は、一切人請に立ってはいならない。

この他辻番を設けた武家組合へも、辻番の者が勤めを怠った場合は、月番の者が厳しくこれを戒め、辻番について紛争があった場合は、月番の方へ一町中が集り相談して処置を決すること。もし滞って延引するならば、その月番を処罰する。

などと命じている。

勤務は昼夜交代制で、番所の戸は夜間も閉めず、受特区域を巡回した。

番所にはさすまた指又、つくぼう突棒、もじりぼう振棒、たいまつ松明、ちょうちん提燈、はやなわ早縄などが備えられていた。

2 木戸番

江戸の木戸番は、江戸の町の治安を目的として幕府の命を受けて、町ごとに設けられていた。

夜間（午後10時）になると木戸が閉められ、町人は自由に町から町へと通行することが許されず、木戸が閉まった後の通行は、木戸の横に設けられた潜り戸から、番人に付添われて次の町まで送られ、このことを繰り返して目的地に辿り着く仕組になっていた。このことは“町送り”と呼ばれていた。

なお、江戸城下町の羅城門（外郭）として設けられていた、「高輪大木戸」「四谷大木戸」は、各町に設けられていた木戸とは異なるものである。

(1) 木戸の起源

木戸の起源ははっきりしないが、慶長年間(1596～1614)に来日した、ドン・ロドリコ・デ・ビペロの『日本見聞記』には、「各街には入口及び出口に門架があり、市街は皆夜に入りて其門を閉じ、晝夜共番兵あり、故に罪を犯す者あれば直に之を

報じ、門は忽ち閉鎖され、罪人は内に留りて罰せられるべし。」と記されていることから、慶長時代の終わりころには、木戸番的なものがあつたのではないかとされている。

木戸に関わる川柳に「木戸木戸で角をもがれて行く屋台」というのがあるが、これは祭礼の山車が木戸を通るたびに、山車の飾りが取れていく様子を詠んだもので、江戸の町にはいかに木戸が多かったかを物語るものの一つである。

(2) 木戸番の勤務体制

各町の治安を目的に、各町の入口には木戸が設けられ、町から町への出入りはここでチェックしていた。

木戸には木戸番を置き、閉門時間（午後10時）までは、2間半（約4.5メートル）の木戸を開いて町人などを通行させ、夜4ツ時（午後10時になると木戸を閉じて通行を禁止した。ただし急用がある者は、大木戸の横に設けられた潜り戸から通行させた。

医者、産婆、火消は夜間でも通れたが、それ以外の通行人は、出入りの度に木戸番が用件をただし、通行させる時は拍子木を打って、次の町の木戸番に知らせた。これを“送り拍子木”といっていた。

木戸番は夜間拍子木を打って、町内の夜警を務めたり、時刻を知らせ、犯罪が発生した時は木戸を閉めて犯人の逃亡を防いだ。

(3) 木戸と消防の関わり

寛文元年（1661）9月、木戸と防火に関わる次のような町触れが出された。

「片木戸に30ずつ、両木戸で合せて60の手桶に水を入れて積んでおくこと。各家でも間口に応じて3乃至10の手桶に水を入れ積んでおくこと。水道が敷設されていない町には、水溜桶を木戸際に一つずつおくこと。」が命じられた。

また寛文5年（1665）9月には、町年寄の名で、「町々の手桶、水溜桶、梯子で壊れているものは修復し、桶の水は凍らぬよう時々入れ替えること

が求められた。」

木戸番は、火災が発生した時、炊出しを行って握り飯を作り、火災現場に届ける任務があった。

3 自身番

前記武家の辻番に対して、町の辻番を「自身番」といつていた。

自身番は、町人地の木戸際などに今日の交番、消防団機具置場、区役所の支所、自治会事務所的な機能を持った組織として置かれていた。

自身番とは、松平太郎著『江戸時代の制度の研究』によると。

「自身番とは町民週番を以って番屋に勤衛し、町内の警察保安の任に膺るを謂ふ。」記されている。

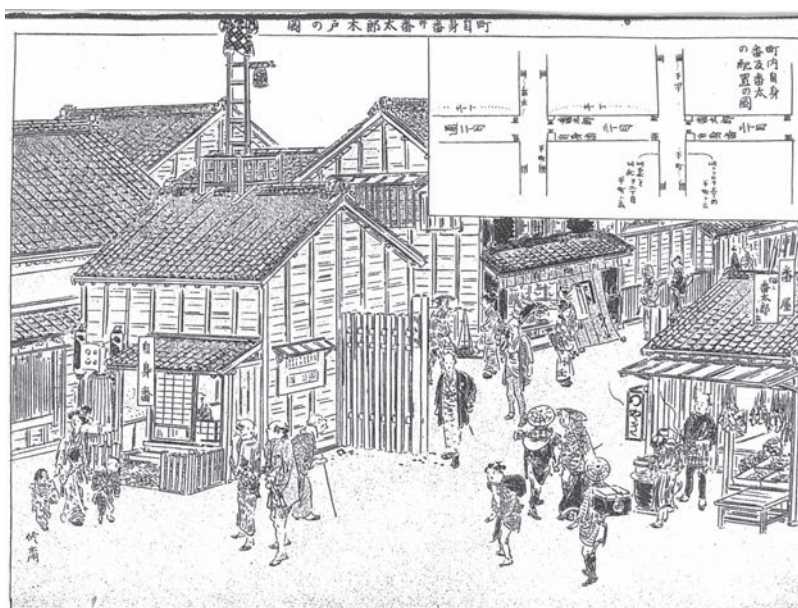
(1) 自身番の起源

慶安元年（1648）4月、徳川三代将軍家光が日光東照宮へ出掛けるに当たり、「江戸城近辺に火災が発生した時は、其の町のものが火消人足の支度をしておき、御触次第に夜九ツ（午前零時）より明け六ツ時（午前6時）まで、月行事自身罷出て勤番すること。」になったことが、「自身番の起源」のようである。

よくテレビの時代劇では、同心が岡引きに、「取り敢えず番所にしょっぴけ」などといって、障子戸に大きく丸の中に“番”という字が書いてある建物（自身番）に、犯人を連行していく場面があるが、江戸の風俗を記した喜多川守貞著『守貞慢稿』などの史料を見ると、自身番の障子には“番”の字は書かれていない。

(2) 自身番の役割

自身番の役割は実に多彩で、交代で町内を巡回



町自身番並番太郎木戸の図
（江戸の花上編・風俗画報臨時増刊）

して、不審者がいれば捕まえて奉行所に訴え出た。

自身番の名称は、初めのころ各町の地主自身が、番所に詰めていたことから、この名称が付いたが、後に家主、番人（町内で雇った小使）、店番（地借・店借人）が詰め、維持費は、町入用費から支出されていた。

また、自身番には前記のほか、町内で雇った書役が詰め、3年ごとに提出する人口統計、町入用費の割付の計算、人別帳の整備、奉行所からの書類の受付け、町触れの筆写など、町内事務を処理していた。

(3) 自身番と消防の関わり

自身番と消防の関わりをみると、自身番屋の多くの屋根には、「粋火の見」を設け半鐘を吊るして火災に備えていた。

また自身番屋には、纏、鳶口、龍吐水、玄蕃桶など火消道具が備えてあり、半鐘を合図に町火消が駆け付け、勢揃いした後火災現場に出場した。